**●ブログ「古田史学の継承のために」議論の記録13**

2017年5月18日 (木)

**「二中歴」をめぐって**

「二中歴」についてのスレッドを立ててみます。

川瀬さんのご希望もあり，私も興味のある話題ですので，

基本的なところからスタートしていただければ幸いです。（肥沼）

2017年5月18日 (木) 古田史学 | 固定リンク

**コメント**

「二中歴」についての項目を立ててもらったので、上城さんの先のコメントについて質問します。「二中歴」が鎌倉時代にできた百科事典でその一部が残っているとのこと。そしてその2巻の冒頭に「年代歴」があってここにいわゆる九州王朝の年号が記されていることは調べて分かりました。

 　質問１：『「年代歴」については、かって、市民の古代において、丸山晋司さんと古田先生との間で、論争が有りました。古田先生が歴史事実と考えたことに対して、丸山さんは筆者の歴史認識であるとされました。わたしも歴史認識であるという立場です。』とあります。

 　この丸山古田論争を簡単に整理していただけませんか。できたら出典も。ネットで見られるのならばそのアドレスも。

 　そのうえで、上城さんが、「年代歴」を歴史的事実ではなく、筆者の歴史認識だと判断した根拠をお教えください。

質問②古賀さんが「二中歴」を使って論を展開しているようですが、上城さんは、どの論をご批判されているのか。まずここをお示しください。できればそのネットアドレスも。そして古賀さんの論のどこが問題なのか整理してご提示ください。

質問③「年代歴」の理解について

　なお前のコメントで示された「年代歴」冒頭の文章についての上城さんの読みは間違っていると思います。

 　「年始５６９年内39年無号不記支干其間結縄刻木以成政」

 　この冒頭を、年号が始まって569年とご理解され、591年に始まる「継体」から569年たった時点がこの資料執筆時と判断されましたが、本当にそれでよいのか。まずこの記録に示された年号の合計年数をだし、それが569年になるのかどうか判断する。そのうえでその中に年号のない時期が39年あるのかどうか。

 　上城さんは「号」を文字と判断されたようですがこれは無理。この後ろの文章に引っ張られた解釈だと思います。問題は冒頭の「年始」の「年」が「年号」と読めるのかどうか。こう読むと筆者は年号を「年」もしくは「号」と書いていることになるので、この資料全体を見てどの読みが妥当か判断する必要があると思います。

 　質問④『白鳳に書かれた、「対馬採銀観世音寺東院造』とは、白鳳の項に書かれた注記のことだと思いますが、これを事実ではなく、『「日本書紀」を元に書かれたものであり、筆者の目にしたものにもとずいた、考証である』と判断した理由をお示しください。

 　とりあえず以上です。僕も細かく調べてはみますが。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月18日 (木) 12時52分

「ニ中歴」についてですが、その成立は鎌倉時代です。その原型となったものが、平安時代の三浦爲康(1049〜1139)の著した「懐中歴」「掌中歴」です。この二つを合わせたので、「ニ中歴」となりました。古代年号を記述した年代歴部分も

古代年号資料群のなかで一番古く、そのため、古田武彦氏も、九州年号を論じる時は、「ニ中歴」に立論の基盤を置かれていたと思われます。

しかし、当然「日本書紀」等の後代官製史書成立以降に出来た資料であるだけに、その扱いは、慎重であるべきものだと思います。

投稿： 上城です。 | 2017年5月18日 (木) 15時39分

丸山晋司さんの「古代逸年号の謎」という本がアマゾンで980円で入手できます。そこには氏の考えかたと古田武彦氏の考え方が、うまくまとめられています。古田先生の論は、現在掲載誌を探しています。お待ち下さい。この論争は年代歴冒頭の「年始５６９年内39年無号不記支干其間結縄刻木以成政」をどう解釈するかという、論争です。古田先生は「年始５６９年を紀元前53年である。」とし、丸山さんは「無号不記支の39年間を478〜516である」として当該文章は筆者の歴史認識であり、歴史事実を述べたものではない、歴史認識の中に歴史事実が含まれる場合もあるが、それも含めて筆者の歴史認識に基くものとされて、歴史事実であるという立場から丸山説を論評した古田先生と論争をしました。(必要でしたら、丸山さんの本、当該部分コピーして、川瀬さんに送ります。)私はお二人の論争を読み、このように考えました。文章は其の文章の中で完結するはずであり、そうでない場合は、それなりの注記があるはずだ。と、其の地点から見れば、「年代歴」というタイトルのとおり、大宝年号以降も記録されていて、この文章が最初に書かれたのが５１７年の５６９年後であり、その中の39年間が「無号不記支干」であったと述べていると読むのが矛盾がないと思ったのです。それは仏教伝来と文字の問題です。「年代歴」の明要、法清の下部に、「文書始出来結縄刻木止了」という細注があります。この辺りまで結縄刻木が行われていて、文字は無かったという認識を筆者が持っていたことを、窺わせます。「隋書」の記述に引きずられた見解に、「日本書紀」の仏教伝来記事との接合から生まれた認識であると、今の時点では、考えています。(他の論点は次回に致します。)

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年5月19日 (金) 13時46分

三善爲康を、三浦と打ち間違いをしました。訂正してお詫びします。

投稿： 上城です。 | 2017年5月19日 (金) 17時08分

古田先生の見解が掲載されているのは、「市民の古代」11集でした。改めて読み直したのですが、川瀬さんが持たれた疑問と、まったく同じ立場で論を展開されていて驚きました。アマゾンでも購入できますが、必要なら、コピーしてお送りします。遠慮なく申し付け下さい。先生の立論のポイントは「年始」の「年」は年号ではないということです。この点、川瀬さんも同じだと思います。また「結縄刻木」が行われていてのは紀元前１３年ころ迄の39年という考えです。丸山晋司さんは継体元年の前までの39年間とし、478年を「年始」としています。私はそのどちらも、当該文書だけでは、文意が読者に伝わらないのが不自然であると考えたのです。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年5月20日 (土) 14時49分

上城さんへ

　古田さんと丸山さんの「二中歴」についての論争の参考文献のご提示ありがとうございました。古田さんの「市民の古代11集」の論考は、古田史学の会のサイトにありましたので、先のコメントを書いた後で私も読みました。古田さんが私の疑問と同じ観点から丸山解読に疑問を持ち、最初の文章は九州王朝の始原の時を示したとの理解に至った経過は、私の考えたことと全く同じでビックリしました。もう一度古田さんの論文をじっくり見てください。古田さんは、「二中歴」の「年代歴」の元になった文書は、その文意から見て、8世紀の日本書紀成立前に成立し、書いた人は九州王朝の高級官僚だと判断しています。そしてこの文書を平安中期の学者が筆写し、さらに鎌倉にも写された。そして何度も筆写される過程で、新たに注が付け加えられている可能性大だと。つまり年代歴の冒頭の文章と、九州年号、そしてその年号の最後に記された文章は、元史料を書いた九州王朝の高級官人であるが、それ以外のもの、つまり年号に記された細注には、後世の人間が加えたものがある可能性を示唆していますよ。

 　この文書が「書き継ぎ文書」であるという根本性格を見失うと、文の読みすら変わってきます。古田さんが史料批判をされるときは、史料を書いた人を馬鹿にしたりせず、素直に史料の文面と言葉の使い方に注意を払い、その史料が何を言っているかに耳を傾ける。つまり読む者の先入観に左右されずに、史料を書いた人の立場に立ってまず解読し解釈する。それが自分の先入観と抵触してもまずそれを受け入れるという立場です。

 　私も先の冒頭の文への疑問を書いたあとで、年号継体の元年から遡って569年と考えたらどうだろう。そうすれば文意が通じるはずだと考えて、そうすると紀元前になるので、これは天孫降臨だと直感しました。そしてこの観点で、文を読んでみると、何と文意がつうじると気が付きました。古田さんがまったく同じ読みをしたことで逆に私の読みの確かさを確信しました。

 　古田さんの漢文の読みは秀逸です。さすが旧制中学高校大学を出た人です。現代人の私たちは、古田さんほど漢文が読めません。本当に古田さんの読みで文意が通らないのか、読み込んでみてください。

 　私は古田さんと同様、丸山さんや上城さんの読みの方が逆に文意が通じず、この元史料を書いた人をかえってばかにした解釈になっていると考えます。

 　古田さんの読みを正しいとして史料を読み込むと、細注の中に、明らかに後世の人が書いたと判断できるものが含まれていることに気が付きます。古田さんは細注にまで言及していませんが。細注の中にこそ、日本書紀刊行後に書き込まれたものが混じっているという認識でこの史料を読むことが大事だと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月21日 (日) 00時27分

川瀬さん、古田先生の論考読み直してみました。先生が「大宝より始めて年号を立つのみ」と書かれているので、これは「日本書紀」成立以前の見識である。ーと言われ、自説の根拠としている点ですが、丸山さんの前掲書58頁には中世以前、「大宝」を始めての年号とする史科がいくつもあると、されていて、このことから、九州王朝の官僚説を導くのは難しいと思われます。そう考えると、年始を天孫降臨とする考え方の根拠の半分は消えるのではないでしょうか？また

「年始」を(国の始まり)と解釈する納得のいく根拠は提示されていないと、思われます。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年5月21日 (日) 12時30分

上城さんへ

　古田さんが、「年代歴」の九州年号の元文書を、『日本書紀』以前の８世紀初のもととした根拠は、たしかに最後の文に示された「年号は大宝から始まる」とした認識をこの元の史料の筆者の批判的認識としたからでした。

 　しかしこの読みが出てきた背景は、古田さんの論を追ってみるとわかるように、冒頭の文の「年始」の「年」を年号と読んで、年号がなく干支の知らないのが「継体」年号が始める少し前だとの丸山さんの解釈には歴史的事実から見て無理があることが最大の論拠でした。

 　すでに５世紀の埼玉古墳群から出土した鉄剣には干支が記されていましたし、中国王朝と通交しその年号を使っていた倭国が中国がつかっていた干支を知らないはずはないからです。

 　古田さんが「年始」を「始原の時」と理解した最大の根拠は、「年始」を「年号の始まり」と理解した丸山説は成り立たない事実にあります。

 　また古田さんは言っていませんが、「無号」の「号」を年号の略とし、冒頭の「年始」の「年」も年号の略としたのでは文の読みとしては私はおかしいと思います。

 　やはりここは素直に「年始」を「始原の時」と読むべきでしょう。古田さんはこう理解したのだと思います。だから「継体元年」から５６９年遡った年が、この年号を使ってきた王朝の始原の時だと。そしてこう理解すると、私たちが知っている歴史的事実とも符合すると。

 　この冒頭の文の理解が前提となっていて、最後の文の理解が出てきたのです。

 　「年始」を「国のはじまりのとき」とした論拠はないとする上城さんの理解は古田さんの論証過程を無視したものです。

 　中世に「年号は大宝からはじまる」との史料があるからとの丸山説は、古田さんの認識を果たして否定するものでしょうか。古田さんは『日本書紀を見れば年号の始まりが大宝ではないことは明白。九州年号から三つの年号をまるで自己の王朝のもののように盗用しているのだから』との論を展開しています。だから「年号が大宝から始まる」との認識は「日本書紀以前だと」。

 　私はここは少し違うと考えています。

 　近畿天皇家の自前の最初の史書は『続日本紀』です。ここの巻２の冒頭近くの文武天皇五年の３月２１日の条に、「新しく元号を建てて大宝元年とした」と高らかに記されています。『日本書紀』では「皇極４年を改めて大化元年とする」と書かれ、元号を建てるとは書かれていないことに注意が必要です。

 　したがって近畿天皇家の歴史認識としては、始めた立てた元号は大宝なのです。

 　「年号は大宝にはじまる」というのは、近畿天皇家としては歴史的事実であり、これを高らかに宣言したのが『続日本紀』ではあっても、この九州天皇家⇒近畿天皇家の王朝交代を実現した近畿天皇家やその官僚にとっては、この史書ができる前からの歴史認識なのです。

 　したがって「年号は大宝から始まる」との認識は、大宝年号制定の８世紀初めから起こり、これは『続日本紀』によって高らかに宣言されたのだと思います。

 　これゆえ中世に「年号は大宝から始まる」との史料があってもそれは当然です。

 　だから「年代歴」のあの言葉は、『続日本紀』以前と言った方が正しいと思います。

 　古田さんが「年始」を王朝の始原の時とした理解を否定する論拠はないと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月21日 (日) 17時51分

川瀬さん、私は「年始」という表現は国の始まりを指すには不適当だと思います。もっと分かりやすい表現があると思いますし、「年始」を国の始まりと理解する読者がどれくらい居るでしょうか？「国始」でも「歴史始」まりでも誤解を生じない表現はあると思います。また、ここでは支干が無いと言うのではなく、記さない。ーと言っている。そして、結縄刻木で政治を成していると表現していることに意味があるとおもいます。また「無号」の「号」は「毫」の音通で「年号が無い

」ではなく、「書けない」の意味だと理解します。だから「支干」も「記せない」のです。何故か、まだ文字がないから。という、この筆者の認識であるから。そのように考えるわけです。５１７年から三善がこの文章を書いた１０８６年年までの５６９年中３９年間はまだ文字が無かった、そのため、年号も支干も結縄刻木によっていたと、筆者は考えていたと、私には思えるのです。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年5月21日 (日) 19時29分

上城さんへ

　「年始」を国の始まりと理解する読者が多いか少ないかが問題ではないと思います。こういう言い方をすると問題のすり替えになります。「年代記」の冒頭の文を書いた人物は「年始」と書いたのです。それを後世の読者がどう理解するかは別の問題。古田さんは（そして私も）「年始」を国の始まりと理解する以外にこの文の意味は通じないと考えました。そして丸山さんも同じく「年始」を国の始まりと考えていますね。ただそれを「継体」年号が始まる年の３９年前とした。なぜならこうしないと、干支を伴う年号群の途中に年号も干支も記さない時期があったとなってしまって、これ自身が自己矛盾だからです。でもこれは無理な読み方です。やはり古田さんのように、「継体」年号の始まりから５６９年遡るしかない。

 　上城さんも丸山さんもこう理解しないのは、この冒頭の文章を書いたのが、「二中歴」を編纂した人物、もしくは何度も書き写されている間の筆者のものだと決めてかかっているからではないでしょうか。平安時代の人物か鎌倉時代の人物だと。「二中歴」の成立が平安時代で、今残る筆写本が鎌倉期が最も古いという事実を前提にした固定観念。

 　古田さんも私も、だれが書いたかは想定しないで、まず文意とこの後の年号群が無理なく理解できる読みは何かと考えたのです。結果はなんと、「二中歴」の編纂者ではなく、もっと古い時代の人という結論に至った。

 　「年号」の号を「毫」の音通で「年号が無い」ではなく、「書けない」の意味だと理解する方法はこじつけで、史料の文面の安易な改変です。こう読み替えた方が意味が通るというやってはいけない方法。なんと上城さんが批判する古賀さんや正木さんと同じ方法です。

 　また「５１７年から三善がこの文章を書いた１０８６年までの５６９年中３９年間はまだ文字が無かった、そのため、年号も支干も結縄刻木によっていたと、筆者は考えていたと」と考えてしまうと、この文を書いた筆者はなんと無知な馬鹿者かということになります。さまざまな文書から抜粋して百科事典を作るような学者が、中国の古代史書に倭国王の上表文があることも知らないし、その前に中国の天子が倭国王に文字を記した金印を与え、同時に漢文で書かれた詔書を渡したことも知らない馬鹿者と。古代から江戸時代末までの知識人にとっては、中国の史書と日本の史書は読んでおかなければならない必須の教科書であったという事実を考えれば、こうした理解が成り立たないことも明白です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月22日 (月) 00時46分

上城さんへ・追伸

 　もう一つ前の上城さんのコメントを考えていて、「年号が始まるのは大宝から」との文言があるから、この九州年号に関する元文書成立は「日本書紀」以前とした古田さんの論証に疑問がでてきました。

 「日本書紀」は近畿天皇家の公式の史書。悠久の昔から日本列島の王者は近畿天皇家だとの大義名分論から作られたもので、ここでは九州王朝などなかったことになっている。だから自身も九州王朝の臣下として使用してた九州年号を史書から排除した。しかし大化・朱鳥・白雉の三年号だけは日本書紀で使用した。

 　したがって年号の始まりは大化が公式発言である。

 　となると「年号の始まりは大宝」とは言えなくなるというのが古田さんの理解。

 　しかし「日本書紀」の主張は嘘であることは、王朝交代を体験した世代の官人たちには常識であり、この記憶はかなり長く維持されたことと思われる。九州王朝の官人たちもまた太宰府で官人を続けたことであろうし、中には近畿天皇家の官人に登用された者も居たであろうから。

 　したがって天皇家の公式見解とは別に、「本当の話」として「年号の始まりは大宝」との見解が、近畿天皇家の官人たちの間で語られたことは確実と思われる。「日本書紀」成立は白村江敗戦から６０年弱。そして大宝律令で近畿天皇家が名実ともに九州王朝にとって代わってからもわずか２０年。「日本書紀」がねつ造の書であることは常識です。

 　だから大宝元年からまだ100年たっていない時期に完成した次の史書「続日本紀」は、大宝建元を高らかに宣言したわけ。

 　「君が代」が古今和歌集に詠み人知らずとして採用された時期ぐらいまでは、この記憶は残っていたのではないだろうか。古今和歌集は、醍醐天皇の勅命により『万葉集』に撰ばれなかった古い時代の歌から撰者たちの時代までの和歌を撰んで編纂し、延喜5年（905年）4月18日に奏上された。

 　この時期までは確実に九州王朝こそ正統の王朝との歴史認識が継承されていたと思う。

 　したがって「年号の始まりは大宝」と記した文書が中世にあっても何らおかしくはありません。

 　よって「年号の始まりは大宝」との発言が記録されたからと言って、この「年代記」の元になった文書の作成年代を、「日本書紀」以前とは限定できない。

　この九州王朝の記憶がいつまで残っていたかを究明するのは大事な研究課題です。

 　そしてもう一つ、もしかしたらすでにやっているかもしれませんが、「日本書紀」がなぜ九州年号の大化・白雉・朱鳥を盗用したのか、その目的は何であったのかを究明することも大事な研究課題だと思います。

 　丸山さんが挙げた中世の史料とはどんなものなのかご教示ください。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月22日 (月) 01時46分

川瀬さん、上城さん

「二中歴」について小生は下記のように考えていました。

＜【年始】について＞

 古田先生は『市民の古代』第１１集（１９８９年）において「【年始】とはその国の始まる年であり、その年は「二中歴」の継体元（５１７）年の５６９年前、すなわち「紀元前５２年」とされました。そしてその頃が「天孫降臨」の時であり、ニニギによる筑紫の王朝が始まったのです」とされています。

そして「天孫降臨」の場所と時期については、「補章　神話と真実の結び目」『盗まれた神話』（朝日文庫、１９９３年）において、「吉武高木遺跡が天孫降臨の聖地であり出土した三種の神器をもつ木棺墓がニニギの陵墓の可能性が高い」とされ、「吉武高木遺跡は弥生中期初頭、通説によって紀元前１００年頃としよう」と記されています。

この時点では、「二中歴」の【年始】と「天孫降臨」の考古学的な時代はほぼ一致していたと先生も考えられていたと思います。

 問題はその後の炭素年代測定の導入により弥生の始まりが数百年遡ることが分かってきたことです。国立歴史民俗学博物館は弥生中期前半を前三世紀（藤尾慎一郎『弥生時代の歴史』（講談社現代新書、２０１５年）としています。これが正しいとすると吉武高木の王墓は前三世紀の始めで、「二中歴」の紀元５２年とは合わなくなってきます。

＜二倍年暦の問題＞

また「記紀」は継体までは年数の数え方に二倍年暦を使っていた可能性があります。「二中歴」が「九州王朝」時代に記されたものなら、年始５６９年も二倍年暦を使っていた可能性もあると思っています。そうすると「俾弥呼」「壹与」のころが【年始】にあたるのではないでしょうか。これはあくまでも想像ですが。

＜「二中歴」の文言について＞

 　金石文に残されている「法興」年号が「二中歴」に記されていない。そしてその記されていない理由について明確な説明がなされていないこと。またその細注には「覧初要集皇極天皇四年為大化元年」のように明らかに後世の書き込みが加えられており、細注の文言が「九州王朝」時代から伝わった文と後世の書き加えかを区別するのが難しい。さらに細注はあまりにも短い文言なので、この文言が本当に何を意味しているのかは推量の域を出ないのではないか。

また「二中歴」は「継体」から年号は始まるが、その後に作られたものとはいえ『海東諸国記』などほとんどの文献が「善記」ではじまっている。どうして年号の始まりが違うのか、これも明確な説明がされていない。

 「二中歴」はもっと議論を尽くす必要があるのではないかと考えています。

＜各地に残された「九州年号」＞

 豊中の原田神社の由緒には「白鳳１２年」が記されていました。この由緒を詳しく調べたら江戸時代に吉田神社が創作したものと分かりました。その他、偽書問題視されている「興福寺」の椿井文書に「九州年号」が沢山記されています。この中に記されている「九州年号」も、もしかすれば本当のものも含まれているかもしれません。

 　出来るだけ多くの方が地元に残された「九州年号」のことを調べてもっと沢山の情報を得るようにする必要があると思います。とにかく情報が足りません。

＜古賀説と「二中歴」＞

 洛中洛外日記４７３話「四天王寺創建瓦の編年」の中で古賀氏は大阪歴博の四天王寺創建瓦の年代観が６２０年～６３０年であることを根拠に、「“倭京二年（６１９）難波天王寺聖徳造”の倭京二年（６１９）に近く、このこと（文献と考古学の一致）から７世紀における畿内の土器編年が比較的正確であることがうかがえるのです」と二中歴の難波天王寺記事は大阪の四天王寺のこととしています。しかし四天王寺の創建瓦は若草伽藍の使い古しの型で作られています。もし上町台地の四天王寺が九州王朝の作ったものとするなら、まず若草伽藍と九州王朝の関係を明らかにする必要があると考えます。

 　また第５８７話「観世音寺と観音寺」において「太宰府の観世音寺の創建年は『二中歴』“白鳳”の細注（観世音寺東院造）に見える観世音寺創建記事から、白鳳年間（６６１～６８３）であることはわかっていました」としていますが、観世音寺創建問題については法隆寺移築の問題もあり「新・古代学の扉」の「闘論」の「法隆寺論争」に過去の論文が紹介されています。これら先行研究を無視して、『二中歴』“白鳳”の細注から観世音寺創建を白鳳年間（６６１～６８３）と決めつけるのは無理があると考えています。

いずれにせよ「二中歴」は後世史料であり、まだまだ解明が必要でこれを「論証の出発点」に使うことは避けるべきと考えています。

投稿： 大下隆司 | 2017年5月22日 (月) 21時55分

川瀬さんが言われているように、私の読み方は、恣意的ですね。反省します。しかし、問題は残ります、古田先生も川瀬さんも何故西暦での計算になるのでしょうか？この点疑問が残りますが、大下さんが言われる通り、「ニ中歴」という単独資料で、なおかつ、短文のもので、これ以上、推論を重ねたりするのは本意ではありません。古田先生に学ぶ人間として、単なる思いつきから論を進めてしまったことを、反省し、これで終了とします。先ほどの西暦問題だけは宿題としたいと思います。有難うございました。

投稿： 川瀬さん。大下さん。上城です。 | 2017年5月23日 (火) 10時32分

大下さんへ

　「二中歴」についてのご自身の認識を披歴していただきありがとうございます。

 【年始について】

 　上城さんはこの「年」を年号とされ、年号の始まりと読まれました。でも年号という言い方は間違いで「元号」が正しいわけです。だから元号を建てるのを「建元」、年号を改めるのを「改元」と呼ぶわけです。だから「年始」の「年」を年号と読むのは間違いで、「無号」の「号」を年号と理解するしかありません。

 　したがって「年始」は「年の始まり」としか読めないわけですが、これを古田さんも私も「国の始まり」と理解しました。

 　また「始まりの年」とすれば「始年」と中国語では書くと思うのです。文法的には。

 　もしかしてこの冒頭の文は完全な漢文ではなく、日本的な漢文なのかもしれませんね。

 　また「継体」から５６９年前が始まりの年だと考えると、今日の私たちの理解では紀元前５２年となるわけで、弥生の始まりがC14年年代測定法によってずっと遡ったため、天孫降臨の時代もまた紀元前3世紀ごろに遡るのが現在の認識です。こうなるとこの「年代歴」の「始まりの年」の認識からはかなりずれてくるのはご指摘のとおりです。となるとこの「年始」＝「始まりの年」とは何を指していいるのか。再考する必要がありますね。

 【二倍年歴について】

 　この「二中歴」の「年代歴」の元になった文章は、大宝建元の後の時代のものであることはあきらかです。となれば、古事記・日本書紀ともに、継体以後は確実に一倍年暦ですから、当然のこととして一倍年暦の時代です。最初の年号「継体」から５６９年前との理解で間違いないと思います。

 【細注について】

 　「年代歴」の細注が、この九州年号を記した元の文にあったかどうかは、ご指摘の通り、かなり怪しい部分があります。最後の大化のところの細注が確実に「日本書紀」を見ての書き込みですし、「明要」のところの「文書始出来結縄刻木止了」などは、すでに元号が使用されており、さらには倭の五王の中国南朝への修貢はこの年号の100年以上前で、倭王武の上表文はこの年号のおよそ60年前なのですから、ここから文書が初めて出来、結縄刻木で記録することは終わったなどと書き込むことは意味不明なわけです。ついでに言うとこの「文書始出来結縄刻木止了」の最後の二文字を「止了」とはどうしても読み取れません。「古田史学の会」サイトに掲載されている図版でも国会図書館デジタルアーカイブスの写本でもこちらでも違う字に読めます。ここで文書が始まったのだから「結縄刻木」は終わったはずだと読みから出てきた強引な解読のようです。

 　もしかしたらこの細注は「宋書」の武の条表文を見ての後世の書き込みで、冒頭の「年始五百六十九年内丗拾九年無号不記干支其間結縄刻木以成政」を継体から年号が始まりそのうちの39年は「結縄刻木」の時代だから元号も干支の記されていないと理解した後世の人が、倭王武の上表文の記録された年代を干支で一回り後の時代と誤認して、この「明要」のあたりにいれたのかもしれませんね。

 　ともかく細注には後世の書き込みと明らかに判断できるものがあるのですから、これを「同時代史料」と判断して使うことは避けるべきだと思います。

 　なお先のコメントに書きましたように、この「年代歴」の冒頭の九州年号の箇所の元になった文書を書いた人物は九州王朝の官人との古田さんの解釈を私は支持します。今のように便利な百科事典も年表もない時代に、184年にもわたる時期の年号を一覧表にできたということは、この元文を書いた人物の手元には、九州王朝の年代記もしくは歴史書があったと考える以外にないのですから。そして元文書が書かれた年代は、大宝建元から遠くはまれてはいない時代だと推定できるのですから。史料として使える可能性があるのは、元号の一覧表だけです。

【古賀説と細注】

 　古賀さんの「年代歴」細注の使い方はご指摘の通りに間違いです。

 　細注が同時代史料として使えるかどうか不明であるのに、同時代史料であるとの実証なくしてつかっていること、そしてもしこの「倭京」の細注「二年難波天王寺聖徳造」が元からあった細注だとしても、この「難波」が大阪の難波だという実証が必要ですが、この手続きなしに大阪難波の天王寺（＝四天王寺）としていることも、論理の飛躍です。「白鳳」のところの細注「対馬採銀観世音寺東院造」も同じです。

　その他、九州王朝の元号の始まりが他の史料では「善記」となっていることとの関係など、この史料はまだまだ、その史料の性格の分析を尽くさないといけないものであることは確かです。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月23日 (火) 12時01分

上城さんへ

　なぜ西暦での計算になるのかという疑問。

 　ではこれ以外の計算方法があるのでしょうか。

 　私たちは、「日本書紀」や「続日本紀」などの史書に書かれた年代が、西暦のどれに当てはまるのかの先行研究を前提にして考えます。もう一度各史書の年号の改元歴などを精査して年代歴を作れとでもいうのでしょうか。そして九州王朝の史書はすでに失われている以上、「継体」以前のことは干支で表記されたものですらないのです。年代歴の復元はできません。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月23日 (火) 17時47分

「ニ中歴」の難解さが分かったことが、プラスです。さて、古賀さんが会のホームページで反論を展開していますが、これに関しては、すでに大下さんと川瀬さんが述べていることで十分だと思います。

投稿： 川瀬さん。大下さん。上城です。 | 2017年5月24日 (水) 15時02分

大下さんへ・追伸

 　「５６９年」「３９年」が二倍年暦ではないかとのアイデア。前のメールでは元文書が大宝建元以後だから一倍年暦だからありえないと言いましたが、たしかに二倍年暦の可能性もあります。なぜなら「日本書紀」「古事記」ともに継体以前は二倍年暦である可能性が高いからです。同じように九州王朝の場合も、「継体」年号を使う前の時代は、二倍年暦であっただろうから、この王朝の年代記や史書の元史料は二倍年暦でしょうから。

 　しかし「継体」元年から半分の284年遡ると紀元232年。そこから半分の19年戻ると、紀元251年。この期間が「文字がないため縄を結い木に刻んで政をなすという時期」にはどうしても相当しませんね。女王卑弥呼が中国魏と通交していたまさにその時代なのですから。

 　ただふと思いました。「政をなす」の部分です。「まつりごと」を広辞苑で引いてみると、「祭祀をおこなうこと」「人民を統治すること」とあります。たしかにこの卑弥呼の時代にはすでに中国との間に漢文で文書を交換できる状態ではありました。そして魏志倭人伝の中に記された人名や国名の表記を見ますと、日本語を漢字で表すことが始まっていることは確かです。

 　だからこの時代に、祭祀や政治の公式記録や外交文書は漢文で記録されるようになり「結縄刻木」では行われなくなったと理解すれば、二倍年暦で国の始めを理解することも可能だと思います。

 　ただ倭国が魏と通交始めた時期を「国のはじまり」とする理解で良いのかどうかわかりません。

 　またこんな風に理解すると、例の明要の細注の理解が少し変わってきます。

 　卑弥呼の時期に万葉仮名などのように、日本語そのものの音を表す文字はまだ生まれる時期であって確立はしていないと思うのです。となれば、人民に布告を行うときなどは、文字では示すことはできません。こうした場合に、文字がない時代に長く使われてきた縄を結って数を表し、木に刻みを付けて言葉を表す方法が用いられていたかもしれません。

 　しかし万葉仮名のようなものが生まれて漢文を読み書きできない下級官人であっても、日本語で書いた文書が使えるようになって、民への布告も文書でおこなうようになった。

 　その時代がちょうど、年号明要の時代であったと考えることはできないでしょうか。「文書始出来結縄刻木止了」とはそういうことであったと。

 　ただこうした理解が正しいかどうかは、それぞれの時代の行政文書や荷札やその他器物に記された文字史料などで確かめてみる必要はあります。

 　以上二倍年暦で理解できないかどうかとの大下さんのご提案に対する私の考えです。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月24日 (水) 23時25分

上城さんへ・追伸

 　古賀さんがブログで「二中歴」研究の思い出を述べておられますが、中心は細注ですが、古賀さんは細注のすべての検証を示しておらず、使えそうな部分だけになっています。

 　細注は、九州年号の「年代歴」の元になった文書に最初からあったものと、後から書写した人物が加えたものが混在している可能性が大きく、写本状況からはこの区別ができないので、一つ一つ、他の史料とも合わせてみてどちらなのかを判定しないといけないと思います。そして古賀さんらの判定にはかなり問題があると考えています。

 　この作業を、自説に使えそうとかいう助べえ根性ではなく、客観的な実証てきなものとして行わないと、古賀さんらの細注の使い方へのちゃんとした批判にはならないなと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月24日 (水) 23時36分

「ニ中歴」は平安時代中期から鎌倉時代にかけての、書き次、文書であり、各筆者の、考証が細注に書かれたと思われますが、それにしても短文で、自分自身の覚え書き、あるいは、メモ的な感じは否めません。私たちは、彼らが眼にしえた文献類がどのようなものかすら知りません。それを「九州王朝系資料」と呼称し、そこから、議論をスタートすることに危険を覚えます。古賀さんが、「海東諸国記」の注文の近江遷都から、九州王朝の近江遷都を論じました。「ニ中歴」に書かれていない理由は述べられません。この点からも「細注」を歴史資料として扱うのは危険だと思います。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年5月25日 (木) 19時22分

上城さんへ

【「二中歴」の「年代歴」細注のあつかい】

 　前のコメントでも述べましたが、「二中歴」そのものは平安時代から鎌倉時代の書き継ぎ文書です。しかし九州年号の部分の元になった文書はもっと古い。もしかしたら奈良時代に遡る可能性はあります。そしてその文書の細注として、その年号の時期の特記すべき事象が書き込まれていた可能性はあります。そして書き継がれる中で後世の筆者が加えた細注もあるかと思います。でも字面だけではその分別ができない。だから安易に細注を歴史史料として使うのは危険だ。他の同時代史料（できれば九州年号が使われたのと同時代か直後の奈良時代ぐらいの、文字史料と考古史料）と照らし合わせて、元からあったものか後世の書き加えかを判断して使用しなければいけない。古賀さんはこの手続きをやっていないか、他の史料の恣意的解釈で細注を使えると判断していることが問題だと思います。

大下さんへ

【年始が卑弥呼の時代になること】

 年号「継体」以前が二倍年暦になっていると判断すると、年始がちょうど卑弥呼の時代になっていること。理由がわからないと先にもうしあげましたが、「筑後風土記逸文」に「昔　此堺上　有鹿猛神　往来之人　半生半死　其数極多　因曰人命尽神　干時　筑紫君肥君等占之　令筑紫君等之祖甕依姫　為祝祭之　自爾以降　行路之人　不被神害　是以曰筑紫神」という記述があって、甕依姫が筑紫君らの租だとしている。この甕依姫が卑弥呼なのだから、筑紫の君らが立てた王朝の年始がここに置かれても不思議はないと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月25日 (木) 23時31分

古賀さんの観世音寺創建年代に対するかんがえかたは、不思議です。観世音寺は政庁2期と同時代と考えられ、朱雀大路を中心とする条坊も同じと考えられ、白村江敗戦後、大きな都市建設が行われたこととなります。また、先行する「ニ中歴」の記載を後代成立の「勝山記」で修正する正当性も理解出来ません。「 ニ中歴」細注を「九州王朝系資料」と命名したがゆえの誤りだと思います。

投稿： 川瀬さん。大下さん。上城です。 | 2017年5月26日 (金) 11時43分

上城さんへ

　古賀さんの観世音寺創建年代についての考察に疑問があるようですので、別にスレッドを立てて、そこで議論しませんか。

 　私はまだ勉強し始めなので、どこにどんな論が展開されているか熟知していません。

 　まず上城さんが、古賀さんの論考を具体的に指定して、そこにおける古賀さんの論証のどこがどうおかしいか批判の文を書いてください。そうして頂ければ、今後は私が古賀さんの論を見て、上城さんの批判が正しいかどうか再検証することができると思います。

 　この上城さんの「古賀さんの観世音寺創建年代説批判」の批判文をスレッドの本文として、以後はそのコメントで議論しませんか？

追伸：肥沼さんへ　上城さんの了解なしで、勝手に別スレッドを立てないでくださいね。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月27日 (土) 13時59分

「 ニ中歴」細注の理解の仕方と前期難波宮九州王朝副都説の立論の仕方。一連のものと思います。別スレ立てて総合的に考えていくのが良いと思われます。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年5月28日 (日) 13時04分

上城さんへ

　では別スレッドにして、古賀さんの「二中歴」細注の理解の仕方と「前期難波宮九州王朝副都説」を総合的に考えていくスレッドを立てましょう。

 　まずは最初に上城さんに口火を切っていただけないでしょうか。簡単なコメントではなく、比較的長文で論じたものを。「古賀さんの観世音寺創建年代説批判」を先のコメントにあったように、観世音寺遺跡の理解と「二中歴」細注の理解とを絡めて批判的に論じてみてください。

 　これを別スレッドにたてるには、ここのコメント欄に長文のものをまず投稿して、そこに肥沼さんに「別スレッド」にとお願いする、もしくは肥沼さんに直接メールで批判文を送って別スレッドにたててその本文とすることを依頼する、のどちらかの方法でお願いします。

 　では上城さん、肥沼さんよろしく。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月29日 (月) 11時47分

大下さん・上城さんへ

　上城さんにご紹介いただいた、丸山晋司著『古代逸年号の謎』を読んでみました。まだざっと読んだだけですが、丸山さんの論証は論証になっていません。なぜかというと、九州年号を記した文書はすべて後世の史料なのですが、その後世の史料同士だけをいろいろ比べて、ああかもしれない、こうかもしれないとの仮説を並べ立てて、これを論証と称して結論を出しているからです。

 　たとえば九州年号の原型の問題。

 　丸山さんは「二中歴」ではなく、「海東諸国記」の原型がそれだと断定していますが、その論拠は、「二中歴」のように年号が「継体」から始まっているのはこの史料だけで、他の多くの史料が「海東諸国記」と同じく「善記」から始まっているというもの。真偽を判断するのに多数決を行うとは笑止千万です。むしろこの状況、多くの史料が「善記」から始まるのに、最も古い「二中歴」だけが「善記」の前に「継体」で始まっているという史料状況こそが、「二中歴」が原型に近いことを示しています。理由は、九州年号を記した後代史料はすべて『日本書紀』成立以後の編纂史料。ということは編者は『日本書紀』を必ず見ている。となると「継体」年号は『日本書紀』にある継体天皇の号を年号と間違えて記載したと判断して、多くの史料の編者が削除した可能性が高いことを示しています。逆に「二中歴」の編者は書紀を見ていたのに、元史料の原型を変更せずにそのまま記載したということでしょう。

 　丸山さんは、「継体」年号を、『興福寺略年代記』などに「同１６年始号善記元年自是以前年号無之」との注記があることに着目して、この注記（継体16年）が誤写などにより年号とあやまられたのではないか（前掲書ｐ４３）と推定していますが、この注記自身が、九州年号の元史料と『日本書紀』を比べてできたものであり、九州年号の最初の「継体」を「継体天皇」の号を誤って写したものと解釈して出来上がったものである可能性が高いことを見逃しています。

 　古田さんが「二中歴」を原型に近いと判断された理由は、その前書きと後書きが、九州王朝史に詳しいものでなければ書けないものであることだと判断したからだと思います。

 　「継体」年号については、九州王朝を否定したい書紀編者が、ちょうど「継体」年号の同時代人である当時の近畿天皇家の直接の先祖・オオド王の漢風おくりなに、九州年号の「継体」を使ったとの、古田さんの解釈で良いと思います。

 　九州年号それぞれが歴史の真実であるかどうかは、当時の史料で一つ一つ証明されないかぎり確定はできません。それは当代の文字史料（文献や金石文など）によってです。

 　これがない以上、状況証拠しかないわけです。古田さんはこの点は、「白鳳の論証」としてこの年号が白村江の戦の前後を通じて続いていたとする史料事実が、戦にまけた九州王朝が滅びるまでに数十年を要したという歴史事実と適合していることをもって、九州年号実在の状況証拠としています。

 　あとは金石文にある「法興」年号。

 　これは当代史料の一級史料である、法隆寺蔵釈迦三尊光背銘文ですから、この年号の実在は歴史事実。ではなぜこれが後代成立の九州年号諸史料にはないのか。

 　この問題は、釈迦三尊像の来歴と法隆寺の現存建物の来歴を論じることと一体のものとして論じないとだめでしょうね。

 　丸山氏の論を読んでみての感想は、後代史料をいくら突き合わせても、九州年号の実在は論証できないということです。これは細注も同じです。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月29日 (月) 12時54分

観世音寺に関して考えることは、「多利思北孤」について考えることに通じると思います。自分自身を「海東の菩薩天子」という位置づけをし、仏法興隆を進めた、彼の都邑の地はどこであるのか？ということと関連し、それは、所謂「大宰府政庁 1期、2期」の建物の建設時期の問題と関連します。この点、簡単にはまとめにくいので、少しずつ述べてみたいと思っております。「古田武彦の百問百答」において、考古学的知見の変化から、「ニ中歴」の「年始」を一旦、「不分明」という形に留保されていました。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年5月31日 (水) 14時51分

上条さんへ

　では長文ではなくてもかまいませんので、観世音寺に関して問題とされているところを少しずつ開陳お願いします。

追伸：古田さんも「二中歴」の「年始」を「不分明」という形で留保されていましたか。そうなると、先に大下さんと私との間で交わされた、ここを二倍年暦と考えて遡り、女王卑弥呼の時代に年始を置く考え方も、読み解き方の候補の一つに数えることができますね。

投稿： 川瀬健一 | 2017年5月31日 (水) 23時28分

古賀さんの観世音寺創建年代の考え方は「ニ中歴」及び、「勝山記」をベースに、670年創建とするものです。しかし、この考え方は「日本書紀」の斎明天皇の菩提を弔うため、天智天皇が観世音寺を作ったという記載を信じる立場です。観世音寺は大宰府政庁(この呼称は正しいとは思われませんが、便宜上)2期と一体のものです。そうであるならば、もし６７０年創建とする立場にたつと、大宰府政庁２期も近畿天皇家が建設したものとなります。実際、古賀さんが高く評価する井上信正説は大宰府1期を670年頃、大宰府２期を８世紀初めとするもので、近畿天皇家一元主義の考え方の中では筋が通っています。観世音寺創建年代を考える上で、重要な指摘が過去に行われました。故三浦茂雄同志社大学教授(粉体力学)によってです。観世音寺に現存する「てんがい(石に展 石に豈)」に対してです。「寺院建設のための朱をひいたものである」とし、中国も調査して、洛陽の少林寺に観世音寺のものとほぼ同じものがあり、これが６２５年のものであることから、観世音寺の「てんがい」を「日本書紀」推古１８年春3月条の「てんがい」であるとしたのです。この指摘から考えれば、610年代に観世音寺は創建されたことになり、「隋書」の「多利思わ北狐」のあり方と矛盾は生じないのです。

投稿： 川瀬さん。肥沼さん。上城です。 | 2017年6月 2日 (金) 15時35分

肥沼さん

５月２９日付の川瀬さん、上城さんの提案に従い、「前期難波宮九州王朝副都説への疑問・大下さん」というスレッドの文を作りました。

「前期難波宮九州王朝副都説への疑問」（一）

＜「反対論者への問い」について＞

 「古田史学の会・古賀達也の洛中洛外日記」において第１３９６話から「前期難波宮副都説反対論者への問い」が連載され、その冒頭に毎回「副都説反対論者への問い」として次の文言が掲載されています。

 １．前期難波宮は誰の宮殿なのか。

 ２．前期難波宮は何のための宮殿なのか。

 ３．全国を評制支配するにふさわしい七世紀中頃の宮殿・官衙遺跡はどこか。

 ４．『日本書紀』に見える白雉改元の大規模な儀式が可能な七世紀中頃の宮殿はどこか。

 結論として、「七世紀中頃としては国内最大規模の宮殿である前期難波宮は、後の藤原宮や平城宮の規模と比較しても遜色ありません。藤原宮や平城宮が“郡制による全国支配”のために必要な規模と律令官制に対応した朝堂院様式を持つ近畿天皇家の宮殿であるなら、それとほぼ同規模で同じ朝堂院様式の前期難波宮も、同様に“評制による全国支配”のための“九州王朝の宮殿と考えるべき”というのが、九州王朝説に立った理解です」とし、そして「副都説反対論者に繰り返し求めたこの四つの問いに対して、一人として明確な返答はなされませんでした」としています。

　２００７年に古賀氏が難波宮副都説を発表してから１０年が経過しました。この間大阪市の考古学会は総力を上げて上町台地の発掘を行っていますが、未だに前期難波宮遺構が孝徳期に造営されたことを明確に証明するものは一切出土していません。その上、大阪府下の須恵器編年を総合的に研究している大阪府文化財センターからは、前期難波宮遺構の孝徳朝造営説に対する疑問が提起されています。まして上町台地からは「九州王朝副都」の存在を示す土器・瓦などは一切出土していません。このことが「前期難波宮副都説を認めないものは九州王朝説を語る資格はない」とするような“反対論者への四つの問い”から感じられる高圧的な論調につながっているのでしょうか。

　七世紀の上町台地の「真実を求める」には、正しい学問の方法に従い、一点一点事実関係を冷静に解明していく必要があります。まずは「四つの問い」自体にある問題点を見ていきたいとおもいます。

＜「反対論者への問い」条件設定の問題点＞

 　古賀氏が前提の条件として掲げている項目は、古賀氏が自説を展開するのに都合のよい見解だけ選択したものです。例えば；

A) 自説に不都合な説の切り捨て。

 　前期難波宮遺構の実年代について、大阪市所属の研究者は七世紀中頃説、大阪府の研究者は七世紀後半説、また平安京～難波宮と都の土器を研究している京都の研究者は七世紀後半説を発表しています。文献史学の立場からは京都の門脇禎司氏、山尾幸久氏らが天武朝造営説を主張していました。古田先生はわからないとされています。

 　考古遺物の解釈について、一般人は現物に触れることも出来ず、自分たちでは直接研究が出来ない立場に置かれているので専門家の見解や発掘調査報告書に頼らざるを得ません。専門家の見解で異説がある場合は自説に都合の悪い説を切り捨てるのではなく、それぞれの説を冷静な目で分析し、どれが正しいか判断を試みて、それでもわからないものは分からないとすべきです。

B) 九州王朝の首都「太宰府」の無視

 　評制支配に相応しい七世紀中頃の宮殿はどこか。当然太宰府が上げられます。古賀氏は通説学者の見解を取り入れて、礎石・瓦の出土する太宰府政庁Ⅱ期・観世音寺創建を白村江以降とし、七世紀中頃の大きな宮は前期難波宮しかないとの状況を勝手に作り上げています。神籠石山城に囲まれた九州王朝の中心領域にある太宰府、そして観世音寺境内に残されている「塔礎石」「碾磑」などから見て、太宰府政庁Ⅱ期・観世音寺はすでに七世紀前半に存在していた可能性も十分あります。自説に都合がよいからといって無批判に通説を受け入れてよいものでしょうか。この問題は別のスレッド「観世音寺創建年代説」で検討を進めていきたいと思います。

C) 原文の改竄

 　白雉改元の儀式について、古賀氏は日記・第１７５話、第５３９話において「孝徳紀白雉元年と二年条に見える味経宮（あじふのみや）である。その主たる根拠は、白雉二年に味経宮で僧侶２１００余人に一切経を読ませたり、２７００余の燈を燃やしたりという大規模な行事が行えるのは、前期難波宮しかない」としています。また「孝徳紀」にある「難波長柄豊崎宮」も「難波宮」と読むとしています。これは古賀氏の前期難波宮副都説という思いつき（日記・第１５４話）だけを根拠とする完全な原文の改竄です。原文の理由なき改竄は本来の古田史学では絶対に採用してはならない手法です。

　九州年号「白雉改元」の儀式は当然七世紀中頃の九州王朝の首都「太宰府」で行われたと考えるのが自然です。儀式を行うスペースもあります。九州年号を制定して中国王朝からの完全独立を果たした九州王朝の首都の呼び名は当然「太宰府」ではなかったろうし、文献では残されていませんがその宮名は「味経宮」と呼ばれていた可能性もあります。改元の儀式という王朝にとって最も大事な儀式が首都ではなく何故遠く離れた副都で行われたのか、古賀氏から何ら説明はされていません。

　古田先生は博多湾岸の古代の地形、現存する字地名、七世紀中頃の東アジアの情勢などを総合的に判断し、「孝徳紀」の「難波長柄豊崎宮」は博多湾岸にあるとされました（古田武彦「大化改新批判」『なかった』第五号、２００８年、ミネルヴァ書房）。この先行学説を無視し古賀氏は「難波長柄豊崎宮」は淀川河岸にあり、「孝徳紀」に描かれた宮は上町台地にあった九州王朝の「難波宮」という架空の宮を作り上げているのです（淀川河岸の孝徳宮説批判は後述）。

　このように古賀氏は、自分に都合のよい状況証拠的なものを作り上げて、それを判定する答えは「副都説」しかないと、まるで古田先生が真剣になって怒っておられた「松川事件」の裁判長のような論理展開を行っています（古田武彦「間接証拠と直接証拠」『邪馬壹国の論理』、２０１０年ミネルヴァ書房再刊）。

 （注）：松川裁判において裁判長は最初から被告を犯人と決めつけ、状況証拠だけで被告に死刑の判決を下した。被告は後に無罪となる。

＜本当の古田史学の方法による論の展開＞

◎史料根拠に基づき論を始める。

 　上町台地遺構（前期難波宮）から九州王朝の痕跡を示す史料（遺物・遺構）が出土すれば、もしくは前期難波宮が九州王朝の副都であるという明確な文献史料が出現したら、それを起点として副都説を展開していく、このことは古田先生だけでなく一般的な歴史研究の手法です。

　これに対し古賀氏は「上町台地に立って、ここが九州王朝の副都であることを確信した」として、それに都合のよい事象をピックアップして論を展開し、「いつか上町台地から九州王朝副都の存在を証明するものが出土するだろう」とする手法をとっています（古賀達也「学問は実証よりも論証を重んじる」『古田史学会報』１２７号２０１５年）。これは古田先生の学問の方法だけでなく一般の歴史研究の基本から逸脱した手法です（日本の古代史学会だけが採用している手法です）。

 　また上町台地遺構の実年代について、大阪市の文化財センターや歴史博物館の研究者は「孝徳紀」の記事から上町台地の遺構を「難波長柄豊崎宮」とし、その時代を「孝徳紀」に記されている七世紀中頃に設定しています。ところが古賀氏はこの遺構年代設定の一連の流れの中の「過程の部分は九州王朝のもの」として否定し、「結論である遺構年代の七世紀中頃」だけを取り上げています。これは一種の「盗用」と呼ばれても仕方がありません。

　本当の古田史学の学問とは「“論者の思いつき”からではなく、“史料事実”から論を始め、事実をコツコツと積み重ねて論を進めていく」という実証的な学問の方法にあります（古田武彦「間接証拠と直接証拠」、同上）。我々は古田先生から学んだ「学問の方法」を基本に据えて論の展開を進めねばなりません。古賀氏のように古田先生とは真反対の「実証より論証」を考え方の基本に据えたり、また古田史学の成果であり、結果でもある「九州王朝説」を出発点であると誤認して論を展開していくと、現在の「難波宮副都説」のように、「反対意見の無視」「史料の改竄」と進み、あげくのはては「仮説の重層」のスパイラルに陥り、引き返すことが出来ない深みにはまり込んでいきます。

　現在、洛中洛外日記では多くのことが語られています。逐次検証していきたいと思います（つづく）。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月 2日 (金) 20時50分

肥沼さんへ

　先の上城さんのコメント。古賀さんの観世音寺創建説に対する批判。できればこれを別スレッドにしてもらえませんか。

 　標題は、「観世音寺創建年代に関する古賀説批判・上城さん」が良いと思います。

 　別スレッドにすれば、この問題に集中した議論ができますので。

 　よろしく。

 　このスレッドでは、今後も「二中歴」全般に関する議論を続けようと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月 3日 (土) 12時26分